

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勤労印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キリバス	キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	100,000 千円 -----	H23. 3.11 スバ (フ アイジー) で (同日)	日本側 吉澤裕在キリバス大使 (フアイジーにて兼轄) キリバス側 レデタ・リモン・ニクアタ在フアイジー キリバス側 吉澤裕在キリバス大使	H23. 3.28 108号
キリバス	ベシオ港拡張計画のための贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	ベシオ港拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,052,000 千円 H29.12.31まで	H23. 6.29 タラワで (同日)	日本側 吉澤裕在キリバス大使 キリバス側 テシー・ラソボン外務・出入国管理省次官	H23. 7.13 244号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。